

<u>目》</u>	<u>ष्टिः</u>	
I	ブラジル腐敗防止法の施行p	. 2
	吉本祐介、清水誠	
П	香港証券取引所による、海外企業向け国別ガイドの発表p	. 4
	山中政人、岡田早織	
Ш	インドにおける私的整理 - Corporate Debt Restructuring (CDR)p	. 6
	久保光太郎、桑形直邦	
IV	インドネシアにおける担保権設定と実行p	. 9
	町田憲昭、Yuvensius Pranata (Rosetini & Partners)	
V	ラオス進出の留意点p.	11
	久保光太郎、煎田勇二	
VI	マレーシアの競争法p.	13
	山中政人、小山晋資、Tan Pei Lyn	
VII	ミャンマー外国投資法制定後一年を振り返るp.	16
	湯川雄介	
VIII	パキスタン進出の留意点p.	17
	久保光太郎、煎田勇二	
IX	シンガポールにおける Interlocutory Injunction(暫定的処分)の基礎知識p.	19
	久保光太郎、采木俊憲、蔵元左近	
Х	タイの土地関連法制度p.	20
	小原英志	
XI	トルコにおける合弁事業のポイント —新商法に基づく会社設立·運営の基礎—p.	23
	今泉勇、田端公美	
XII	ベトナム土地法改正p.	25
	廣澤太郎	

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

I. ブラジル腐敗防止法の施行 執筆者:吉本祐介、清水誠

2013年8月1日にジルマ・ルセフ大統領の署名により成立した腐敗防止法(2013年法第12,846号)は、2014年1月29日に施行されることが予定されています」。ブラジル法上、汚職行為については、本法以前は個人責任が定められている一方法人責任については一定の汚職行為について限定的な形で規定されているのみでしたが、本法によって企業の厳格責任が定められることとなったことから、ブラジルにおいて事業を行う日本企業は今後一層の留意が必要です。

なお、ブラジルの関係当局である Office of the Comptroller General による下位規範制定作業は遅れており、その草案は本稿 執筆時点で公表されていません。また、Office of the Comptroller General が腐敗防止法の執行に当たってのガイドラインを策定 予定であるとの情報もあるものの、本稿執筆時点では同ガイドラインの草稿も公表されていない状況です。したがって、今後の具 体的な執行方針等についてはいまだ不明な点が多いといえますが、ブラジルにおいては、汚職行為を「凶悪犯罪」に分類すること 等を内容とする法案(2013年法案第5,900号)が上院を通過し下院の承認を待つ状況にある等、汚職行為に対する法規制はますま す強化される機運にあり、本法についても十分な対策を講じておくことが重要です。

そこで、本稿においては、腐敗防止法に関し、日本企業が特に留意すべきと思われるポイントを解説します23。

1 贈収賄等防止の社内ルール策定の重要性

腐敗防止法は、同法違反に対する制裁金の額の算定の考慮要素の一つとして、社内におけるコンプライアンス、監査及び内部 通報の制度及び手続の存在並びに倫理基準に関する内部規則等の具体的な運用状況を掲げています。したがって、万が一腐 敗防止法違反の行為が発覚した場合、適切なコンプライアンス体制の構築及び運用がなされていたかが検証されることになるた め、ブラジルの腐敗防止法との関係でもこれらの対策を講じておくことが重要です。

2 社内ルール策定に当たっての要留意ポイント

海外事業を展開している日本企業の中には、わが国の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)、英国の贈賄防止法(Bribery Act)、アジア諸国の贈収賄防止関連法令等の対策のため、すでに贈収賄等防止の社内ルールを設けているところもあるものと思われます。ブラジルの腐敗防止法への対策については、これら既存の社内ルールと重なる部分も多いと思われますが、以下では、ブラジルの腐敗防止法との関係で社内ルールを検討、改定するに当たって留意すべきポイントを解説します。

(1) 腐敗防止法の適用対象

腐敗防止法は、法人格の有無や企業形態の内容を問わずブラジルにおけるすべての団体(日本企業のブラジル子会社を含みます)や、これを支配し、これに支配され、もしくは共通支配下にある企業に適用されるほか、ブラジルに一時的であっても本店、支店、事務所等を有する外国企業にも適用されます。したがって、ブラジルにおいて直接、又は子会社等を通じて事業を行う日本企業は幅広く腐敗防止法の適用対象となり得るため同法対策が必要です。特に腐敗防止法上、違反企業に対する制裁金を企業の総収入金額を基準に算定することとされているため⁴、たとえブラジル国内の事業規模が小さかったとしても、日本本社に対して、本社の収入金額を基準とした罰金が課される可能性があることに注意が必要となります。

なお、違反企業を合併等の方法で買収した場合も、一定限度で腐敗防止法違反の責任を引き継ぐことになるため⁵、今後ブラジル 国内でM&Aを行うに当たっては、デュー・ディリジェンスにおいて、対象会社による腐敗防止法違反の有無を確認することを社内 ルールに盛り込んでおくことも考えられます。

なお、2013年5月16日に成立した利益相反法(2012年法12.813号)においても公務員による収賄の禁止等について一定の規定が存在します。

² 腐敗防止法の概要については、清水誠「海外法律実務便り/ブラジル — ブラジル法制の最新状況」ジュリスト1462号(2013)82頁をご参照ください。

³ ブラジル事業に関連する贈収賄等の防止に関しては、ブラジルの腐敗防止法のほか、日本の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)や英国の贈賄防止 法(Bribery Act)等への対策も必要な場合がありますが、紙幅の都合上、これらについては本稿の対象外とします。

^{*} 制裁金の金額は、違反行為に対する当局の手続が開始された年の直前事業年度における総収入金額の0.1%から20%とされています。

⁵ 但し、腐敗防止法は、同法施行以前に行われた贈収賄には適用されず、法人が責任を負担するのは限定的な場合に留まります。

(2) 外部業者やビジネスパートナーの選定

腐敗防止法上、自らの経営者や従業員による行為のほか、自らのために行動したブローカーやエージェント等の外部業者による行為についても責任を負い得ると解されています。また、腐敗防止法に違反した企業とコンソーシアムを組んでいた企業も制裁金及び損害補償の支払いの限度で違反企業と連帯責任を負います。したがって、社内ルールにおいては、これらの外部業者やビジネスパートナー選定にあたってのデューディリジェンス等の手続や契約のチェック項目、これらの監督方法等についても規定しておくことが考えられます。



【日系企業も数多く所在するパウリスタ通り界隈】

(3) ファシリテーション・ペイメントの扱い

腐敗防止法上、いわゆるファシリテーション・ペイメント(政府関係業務の円滑化のための少額の金銭の支払い)についての免責 規定は存在せず、また、ブラジルにおいては解釈上もファシリテーション・ペイメントには厳しい立場が取られているようです。日本 企業として、ファシリテーション・ペイメントには応じないという姿勢で臨むことが適切ですが、業態や地域によってはいまだファシリ テーション・ペイメントが散見される場面もあることが窺われ、そのような場面に遭遇した場合にどのように対応していくか事前に 検討しておくべきであると考えられます。

(4) 儀礼的、慣例的な接待、贈答等

儀礼的、慣例的な接待、贈答等がどの程度許容されるのかについて、腐敗防止法上明確な規定はなく、Office of the Comptroller General のガイドラインが待たれるところですが、当面は、連邦高官倫理規定に関する2000年11月23日付共和国倫理委員会決議第3号が、便益に対して向けられたものではない100レアル未満の贈答等を許容していることに鑑み、政府高官については100レアルを一つの基準とするなど、各政府や政府関係機関が個別に規則等で定めている基準を参考とすることが考えられます。

3 終わりに

腐敗防止法については、今後も動向を注視し、必要に応じて情報を提供させていただくことを予定しています。

※本稿は、Pinheiro Neto 法律事務所の Marcos Masenello Restrepo 弁護士の協力を得て執筆したものです。



ヒレセヒ ゆラすけ 西村あさひ法律事務所 弁護士 吉本 祐介

y_yoshimoto@jurists.co.jp

2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。日本企業の海外進出、コンプライアンス問題などを幅広くサポート。



しみず まこと 西村あさひ法律事務所 弁護士 清水 誠 あいましょう のましょう のいましょう

m2_shimizu@jurists.co.jp

2004年弁護士登録。2012年~2013年 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton and Garrison 法律事務所(ニューヨーク及び東京)、2013年11月から Pinheiro Neto 法律事務所(サンパウロ)出向。

Ⅱ. 香港証券取引所による、海外企業向け国別ガイドの発表 執筆者:山中政人、岡田早織

1. 国別ガイド発表の背景

2013年12月20日、香港証券取引所は、海外の発行体の上場について、香港証券取引所の上場規則を適用する際の指針として、 日本を含む海外20カ国・地域(香港上場受け入れ可能地域⁶)に関する国別ガイド⁷を発表しました。

国別ガイドは、香港証券取引所と、金融関連の監督官庁であるSecurities and Future Commission(SFC)によるJoint Policy Statement(「JPS」と言います)の改正®を踏まえて、今般、香港証券取引所から公表されたものです。JPSは、香港証券取引所の上場規則を海外の発行体に適用する際の、香港証券取引所の考え方、実務、手続及び判断について、海外の発行体の理解を促すことを目的に作成されていますが、香港市場では、日本企業を含め、外国企業が上場するケースが多い®ことから、今後香港証券取引所に上場申請する、又は上場申請を検討する海外企業が、上場のための手続をより具体的に理解できるよう、香港に上場が可能と思われる日本を含む国々の企業のために、今回の国別ガイドの発表に至ったものと思われます。

国別ガイドには、改正後のJPSの内容についての香港証券取引所の考え方が記載されているだけではなく、従前の香港証券取引所における当該国・地域の会社の上場申請の経験を踏まえた、証券取引所の見解及び分析も記載されています。日本に関する国別ガイドは、2011年4月にメインボードにセカンダリー上場¹⁰をしたSBIホールディングス及び2012年8月にメインボードにプライマリー上場¹¹をしたダイナム・ジャパン・ホールディングスの件などを踏まえて作成されているものと思われます。

2. 日本に関する国別ガイドの紹介

以下に、日本に関する国別ガイドに記載されている主な点をご紹介します。日本に関する国別ガイドからは、日本企業、特にセカンダリー上場をする日本企業の香港上場にあたっては、香港の規制と日本の会社法、上場規則等に基づく規制の抵触のある部分などに対して、広い範囲にわたって適用免除・規制緩和の可能性があることがうかがわれます。

▶ 利害関係を有する株主に関する点

香港証券取引所の上場規則では、一定の利害関係を有する株主は、当該取引に関する株主総会決議において議決権を 行使することができないこととされています("Abstain Rule"と言われています。)。例えば、上場会社が株主総会での承認が 必要となり得る一定の取引を行うに際して、取引相手方が当該上場会社の株主であった場合には、当該株主はこの取引に 関する株主総会決議において議決権を行使することができません。一方、日本では、利害関係の有無を問わず株主総会決 議での議決権行使が認められ、これを制限することが原則としてできないこととされており、日本に比べ、香港のほうが厳格 な規制となっています。

日本に関する国別ガイドでは、利害関係を有する株主の議決権行使について、一定の条件を満たす場合には、当該ルールの適用の免除の余地があるとされています。具体的な条件としては、発行体が選定した独立のアドバイザーが、利益相反関係にある株主が議決権を行使しなかったとしても、決議が可決されていたであろうことを確認しなければ、当該決議された事柄を実行できないなどの条件が挙げられています。なお、2011年の SBI ホールディングスのセカンダリー上場の際にも、同様の条件が付されています。

⁶ 日本は、2010年10月に、香港証券取引所上場規則の19章に定める受け入れ可能法域として認められています。

⁷ 国別ガイドは、香港証券取引所のウェブサイト上(http://www.hkex.com.hk/eng/rulesreg/listrules/listsptop/listoc/list_of_aoj.htm)に掲載されています。

³ JPS は、香港証券取引所の上場規則上、上場を希望する海外企業の設立地における株主保護の水準が、香港における株主保護の水準と少なくとも同等でないと証券取引所が認める場合には、証券取引所は当該企業の上場を拒否できるとされていることを受けて、そのルールを明確化したものとして公表されているものです(当初の公表は2007年3月)。2013年9月27日の JPS の改正では、証券取引所は、海外の各国/地域の会社が香港証券取引所上場規則に定められる株主保護の基準をどのように満たすことができるかを含めて、国別ガイドを発表することとされていました。

⁹ 例えば、香港市場においては、2011年の外国企業の IPO 資金調達額が、総 IPO 資金調達額の52%を占めました(香港証券取引所作成の資料による)。

¹⁰ 他の証券取引所に上場している会社が新たに別の証券取引所に上場する場合を一般に言い、当初上場していた証券取引所の規制に主に従う必要があります。

¹¹ いずれの証券取引所にも上場していない会社が、初めて証券取引所に上場する場合を一般に言います。

➢ 日本会計基準

香港証券取引所では、通常、会計事務所の報告書(Accountants' Reports)及び計算書類は香港会計基準又は国際会計基準(IFRS)によることが要求されますが、日本では、ほとんどの会社が日本会計基準を用いています。

日本に関する国別ガイドでは、(i)デュアル・プライマリー上場¹²の場合及び(ii)セカンダリー上場の場合には、一定の条件を満たせば、日本会計基準により作成された計算書類を作成することで足り、香港会計基準又は国際会計基準(IFRS)による必要はないとされています。この場合、計算書類において、香港会計基準又は国際会計基準(IFRS)との主要な相違点を記載する必要があります。

なお、2011年の SBI ホールディングスのセカンダリー上場の際にも、条件付ではありますが、日本会計基準を維持したままで上場することが認められ、今回の国別ガイドは、この経験を踏まえたものと思われます。

► 香港預託証券(Hong Kong Deposit Receipts)¹³

香港市場での上場の対象となる有価証券としては、①株式又は② 預託証券(HDR)が考えられます。この点、香港の規制上は、①上場 有価証券については、香港の決済システムである CCASS(Central Clearing and Settlement System)を用いて決済する必要があり、ま た②香港証券取引所に上場する株式については、原則として、株券 を発行しなければならないこととなっています。一方、日本の取引所 に上場している会社は、証券保管振替機構(ほふり)を利用しなけれ ばならず、また、原則として株券不発行となっていることから、株式 については、香港における規制と日本の規制が抵触する状況となっ ています。

このような状況に対応するため、今回の日本に関する国別ガイドでは、セカンダリー上場を行う日本の企業は、HDRを香港証券取引所に上場することにより、法律上の抵触を避けることができるとされています。実際にセカンダリー上場をした SBI ホールディングスも株式ではなく HDR を上場させています。



【ビクトリア・ピークからの風景】

> その他、上場申請書類において、香港の株主に適用のある日本の税制に関する情報開示を行うことや、香港の上場会社に 必要とされている監査委員会(Audit Committee)要件の、日本の監査役会設置会社に対する適用免除などが記載されてい ます。

香港証券取引所は、従前より、海外企業の上場審査において、実務的かつ柔軟な対応をとっていると評価されていますが、今回の国別ガイドの発行が、香港上場を準備又は検討する日本企業にとって、よりわかりやすい指針となるものと期待されます。今回の国別ガイドのような、個別の国・地域を対象とした海外企業向けのガイドは、東京証券取引所やシンガポール証券取引所でも発行されておりません。

※本稿は、Mayer Brown JSM の協力を得て執筆したものです。

¹² 他の証券取引所と同時に別の証券取引所に上場する場合、又は他の証券取引所の規制と同じように別の証券取引所の規制に従う必要がある場合を一般に言います。

¹³ 株式を預託機関に保有させ、預託機関がその保有を証するために発行する証券を意味し、特に香港の証券取引所に上場されるものを一般に香港預託証券(Hong Kong Deposit Receipts)、略して HDR と言います。



やまなか まさと 山中 政人

西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所共同代表

m_yamanaka@jurists.co.jp

2002年よりキャピタルマーケット業務を専門的に手がけ、日本の企業のグローバル・オファリング、韓国、台湾、香港、シンガポールでの IPO に関与する。香港のキャピタル・マーケットの知識・経験を広げるため2011年より2012年まで香港のノートン・ローズ法律事務所に出向した後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール・オフィスにて共同代表として日本企業のアジア展開をサポート。



おかだ さおり **岡田 早織** 西村あさひ法律事務所 弁護士

s_okada@jurists.co.jp

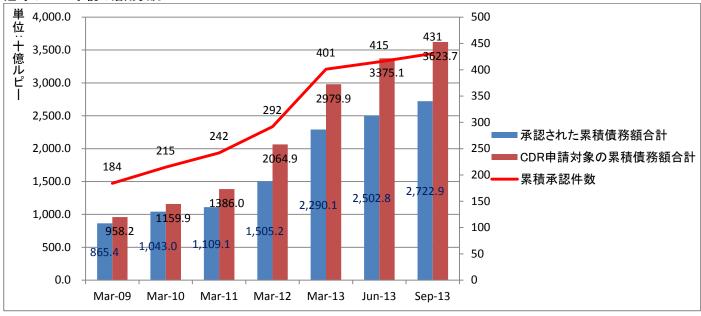
2000年弁護士登録。主として中国及び香港関連案件に携わる。2010年~2013年北京事務所首席代表。現在は、香港の Mayor Brown JSM 出向中。

Ⅲ. インドにおける私的整理 - Corporate Debt Restructuring (CDR) 執筆者:久保光太郎、桑形直邦

近時のインド経済の減速を背景に、インドにおける企業の債務に関する私的整理手続である Corporate Debt Restructuring ("CDR")(企業債務整理)の手続きの活用が増加しています。その結果、インドに進出する日系企業の取引先や合弁相手がこの手続きに入ることで、日系企業が CDR 手続に巻き込まれる事例が増えています。

CDR 手続の活用状況については以下のグラフの通りです。2012年3月から2013年3月までに新たに109件の再建計画が承認され、利用件数は増加傾向にあります。

近時の CDR 手続の活用状況



出典: CDR Cell のデータより作成

1. CDR の手続き上の位置付けの概観

CDR は裁判所の関与を伴わない事業再生手続です。他の事業再生・倒産手続と比べると、CDR は債務者企業のキャッシュフ

ローの悪化の程度が軽微で、かつノンコア事業の処分の必要性が低い段階で活用される手続きと位置付けられます。

インド倒産法の全体像



2. CDR の手続きについて

(1) 制度の特徴

CDR は、特定の法令に基づく制度ではなく、Reserve Bank of India(RBI)("インド準備銀行")が策定したガイドライン("CDR ガイドライン")に基づく、いわば私的整理手続です。

特に、金融債権者が複数いる場合、相互の利害を調整しながら全体の合意を取り付けることが困難な場合があります。CDR はそのような場合に、再生可能性のある債務者企業の事業の毀損を回避しつつ、時機を失することなく債務の整理を行うことが可能です。

(2) 運営機関

CDR の運営機関としては、以下の3つの組織があります。インド準備銀行自体は CDR の手続きに関与することはありません。

- ① CDR Standing Forum: インドの各銀行が加盟し、CDR の制度設計を行う自主規制機関です
- ② CDR Empowered Group:再建計画案を最終的に承認する権限を有します
- ③ CDR Cell:実務レベルで CDR 手続の運営を行います

(3) 申 請

CDR は、債務者企業と金融債権者のいずれも申請することが可能です。

債務者企業による申請は、運転資本又は金融債務の20%以上を保有する銀行、金融機関の賛同がある場合のみ可能です。 他方、金融債権者もまた、運転資本又は金融債務の20%以上を保有している場合、CDR 手続を申請することが可能ですが、債 務者企業との間で Debtor-Creditor Agreement (債務者-債権者間協定"DCA")を締結することが前提となります。

CDR を利用するためには、金融債務額が1億ルピー以上である必要があります。もっとも、債務超過やデフォルト状態にあることは要件にはなっていません。

(4) 再建計画の承認

申請者は、CDR Cell に対して、再建計画の草案を提出します。その上で、CDR Cell は、申請者から必要な情報を収集して再建計画案を策定し、CDR Empowered Group に対して審査を求めます。

CDR に基づく再建計画案は、①総金融債権額の75%以上の債権を保有する金融債権者、及び、②頭数で60%以上の金融債権者の賛同を得る必要があります。CDR の最大の特徴の一つは、必ずしも全金融債権者の賛同を得られなくとも、CDR Empowered Group の承認決定を受けた再建計画が、反対金融債権者をも拘束するという点です。

3. まとめ

CDR手続は、Sick Companyの再生手続との関係においても、今後活用の余地が広がったということができます¹⁴。

Sick Company の再生手続は、これまで Sick Industrial Companies Act において規定されていましたが、昨年成立したインド新会社法は Sick Company の再生手続(Revival and Rehabilitation)を新会社法の一部に取り込みました。これに伴い、Sick Company の再生手続を利用するためには、既存の債務の 50%以上を保有する担保権債権者が請求した後 30 日以内に会社が債務を弁済しないこと、すなわち債務者企業がデフォルト状態にあることが条件となりました。

他方、CDR においては、債務者企業がデフォルト状態にあることが 条件となっておらず、債務者企業は金融債権者団との間で Standstill 条項を含む DCA を締結することで、金融債権者による債権回収等か ら一定の支払猶予を受けることもできます。

今後、インドに進出する日系企業の取引先や合弁相手が CDR 手続に入ることで、日系企業が CDR に直面する場面が増えていくと考えられます。



【街角で販売される香料。お祭りのときに地面に絵を描くのに 用いられ、家に幸福を呼び込むおまじないになる】



くぼ こうたろう **久保 光太郎** 西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所共同代表

k_kubo@jurists.co.jp

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007年から6年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



くわがた なおくに 桑**形 直邦**

西村あさひ法律事務所 弁護士

n_kuwagata@jurists.co.jp

2004年弁護士登録。事業再生/倒産、紛争処理、M&A、一般企業法務に加え、インドへ進出する日系企業案件を担当。現在は東京事務所にて勤務、2014年からデリーに赴任予定。

Sick Company の再生手続に関しては、アジアニューズレター2013年11月号「インドにおける事業再編」をご参照下さい。 http://www.jurists.co.jp/ja/topics/docs/newsletter_201311_asia.pdf

Ⅳ. インドネシアにおける担保権設定と実行

執筆者:町田憲昭、Yuvensius Pranata (Rosetini & Partners)

インドネシア企業と取引を行う場合、債権回収の確実性を高めるために担保設定が必要となることも多いと思われます。そこで、インドネシアにおける典型的な担保権の設定と実行について、その概要をご説明します。

1. 総論

インドネシアにおいても、債権者が債務者に対して売掛債権や貸付債権を有する場合、債務者はその全財産をもって返済する 義務を負います。もっとも、債務者の財産は、原則として他の債権者に対する債務の弁済にも用いられます。そこで債務者の特定 の財産について優先的に弁済の原資とすることを求める場合には、当該財産に担保権を設定させることが必要になります。

担保権は、大きく分けると不動産に対する担保権と動産に対する担保権に分けることができます。不動産に対する主な担保権としては抵当権(Hak Tanggungan、抵当権法(1996年法第4号))があり、動産に対する主な担保権としては信託担保権(Fiducia Security、信託担保権法(1999年法第42号))や質権(Pledge、民法(1847年法第23号))があります。その他の担保としては、人的担保である保証もあります。

2. 不動産に対する担保権-抵当権

(1) 総論

抵当権は土地に関する権利上に設定される担保権であり、抵当権により担保された債権は、抵当権の目的とされた土地に関する権利から優先的に弁済を受けることができます。なお、抵当権の目的になる主な土地に関する権利として、以下のものが規定されています(抵当権法第4条第1項)。

- 所有権(Hak Milik)
- 開発権(Hak Guna Usaha)
- 建設権(Hak Guna Bangunan)



【インドネシア憲法裁判所】

(2) 設定方法

抵当権の設定方法は以下のとおりです。

- (i) 抵当権者(債権者)と抵当権設定者(担保提供者)との間の抵当権設定証書を、不動産登記官の面前で締結する。
- (ii) 不動産登記官は、抵当権設定証書の締結日から7営業日以内に、当該証書を不動産登記所に登録する。
- (iii) 不動産登記所は抵当権を土地台帳に登録する。登録の日付は登録の申請を受けた日の7日後とする。

抵当権は土地台帳への登録をもって有効になるとされています(同法第13条第5号)。また、抵当権登録の証拠として、不動産登記所は、抵当権証書を抵当権者に対して発行することとされています(同法第14条第1項)。

なお、同一の権利上に複数の抵当権を設定することも可能で、その場合の優劣関係は抵当権が登録された日付の先後により決定されます。また、複数の抵当権が同一の日に登録された場合は、抵当権設定証書の日付の先後により決定されます。

抵当権設定に要する期間は、概ね1ヶ月程度とされています。

(3) 実行方法

抵当権の実行は、目的物の競売(Public Auction)又は私的売却により行われます(同法第6条、第20条第1項、第2項及び第3項)。

私的売却は、抵当権者と抵当権設定者が合意し、もっとも高い価格での売却が見込まれる場合に認められます。また、私的売却は、関係者への通知と二紙以上の新聞への公告がなされてから一ヶ月以上経過した後に行うことができるとされています。

3. 動産に対する担保権

(1) 信託担保権(Fiducia Security)

信託担保権は、担保の目的物に担保権を設定しながら、担保権設定者が引き続き担保目的物の占有を有する担保権であり、 有形若しくは無形の動産又は抵当権を設定できない不動産に設定することができます(信託担保権法第1条第2項)。

信託担保権を設定するためには、信託担保権者(債権者)と信託担保権設定者(担保提供者)とが信託担保権の設定について合意し、信託担保権設定証書を作成する必要があります(同法第5条第1項)。登記所は、登録申請がされたのと同一の日に、信託担保権の登録を行い(同法第13条第3項)、信託担保権証書を発行します(同法第14条第1項)。また、信託担保権は、登記所に登録されることにより有効となります(同法第14条第3項)。

信託担保権の実行は、目的物の競売(Public Auction)又は私的売却により行われます(同法第29条第1項)。

私的売却は、信託担保権者と信託担保権設定者が合意し、もっとも高い価格での売却が見込まれる場合に認められ(同法第29条第1項 c 号)、関係者への通知と二紙以上の新聞への公告がなされてから一ヶ月以上経過した後に行うことができるとされています(同条第2項)。

なお、債務者による債務不履行時に、信託担保権の目的物の所有権を信託担保権者が取得する旨の合意は無効とされています(同法第33条)。

また、信託担保権の設定、変更及び撤回について、オンラインでの登録申請を可能とする法務人権省規則が2013年3月に公布されています(法務人権省2013年規則9号及び10号)。上記規則により、従来は紙ベースでのみ認められていた登録申請が、オンラインでも可能とされました。

(2) 質権(Pledge)

質権は、担保目的物である動産の占有を質権設定者から質権者に移転させることにより設定される担保権です。質権設定者が目的物の占有を有しない点が、信託担保権との大きな違いです。また、質権に関して登記制度は採用されていません。

4. 人的担保

保証は、当事者間の合意で成立し、債務の一部の保証も可能とされています。保証の合意が書面の形式でなされることは明文 上要求されていません。また、保証の実行は債務者に対する請求と同様の方法で行われ、原則として保証人に対して管轄権を有 する裁判所に訴訟提起することになります。 ※本稿は、Rosetini & Partners の協力を得て執筆したものです。



まちだ のりあき

西村あさひ法律事務所 弁護士

n_machida@jurists.co.jp

インドネシアを中心とする東南アジア案件を手がける。現地駐在経験に基づき、新規進出、現地企業との合弁、現地企業の買収、現地進出後の法務問題等に関してアドバイスを行う。その他一般企業法務、国内外の M&A、海外進出案件等を担当。



ューフェンシス プラナタ Yuvensius Pranata

Rosetini & Partners シニア・アソシエイト。

(ジャカルタ)

インドネシア法弁護士。Rosetini & Partners 及び多国籍企業でのインハウス・カウンセルとして9年以上の経験を有する。M&A、外資企業によるインドネシアへの投資、投資ストラクチャーの検討、ジョイント・ベンチャーの組成を含むコーポレート及び商事案件について幅広い経験を有している。

V. ラオス准出の留意点

執筆者:久保光太郎、煎田勇二

1. ラオス進出の留意点

メコン川流域に位置するラオスにおいては、日本の本州ほどの面積に約650万人が暮らしています。人口だけを見ればマーケットとしては大きくありませんが、豊富な地下資源に加えて、中国、ミャンマー、ベトナム、カンボジア及びタイの5か国に囲まれた地理的優位性から少しずつ注目を集めています。ラオス進出することを検討する日系企業の数も着実に増えてきておりますので、本稿では、ラオス進出の方法と法律上の留意点について概説いたします。

ラオスは旧宗主国のフランス、そして社会主義時代の旧ソビエト連邦の影響を受けた法律制度を有しています。もっとも、1989年以来、対外開放路線を進めており、それに従って市場経済型の企業活動を促進する法律を相次いで制定しています。その過程で、同じく社会主義型市場経済を志向する隣国、中国及びベトナムの法律の影響も受けていると言われます。

外国投資家がラオスに事業進出する場合、駐在員事務所、支店及び現地法人のいずれかの事業拠点を設立することが考えられます。

(1) 駐在員事務所

日系企業を含む外国会社は、計画投資省(Ministry of Planning and Investment; MPI)のライセンスを受けることにより駐在員事務所を開設することが可能です。しかしながら、駐在員事務所の活動内容は制限されており、営業又は商業活動は禁止されています。情報収集及び投資の実行可能性の調査、外国投資家による投資の促進、外国投資家の委任を通じた契約の締結、外国投資家による契約の履行の監督などに限って許容されています。駐在員事務所の設置期間は1年に限られており、計画投資省の裁量により最大2回の更新が可能とされています。

(2) 支 店

投資奨励法 「においては、外国投資家が支店を設置することが認められています。しかしながら、支店の設立に関するガイドライン」により、支店の開設が可能な業種は限定されており、銀行、金融機関、保険会社、国際コンサルタント会社及び外国航空会社を除いては、外国投資家が支店を開設することはできません。このため、一般の事業会社は支店形態によりラオスに進出することはできません。

Investment Promotion Law(2009年、国民議会/第2号)

¹⁸ Guideline regarding the Establishment of Branch of Enterprises (Legal Entity) in Lao PDR(2013年、商工省 IPB/第 1619号)

(3) 現地法人

このように駐在員事務所及び支店は限界があるため、ラオスに投資する外国投資家のほとんどは現地法人を設立することによりラオスに進出します。外国投資家は、商工省の保護事業一覧「「に掲載されている外国投資禁止事業を除き、ラオスにおいて現地法人(会社)を設立し、事業を行うことができます。もっとも、条件付外国投資許可分野一覧「⁸に掲載されている事業については、外国投資家は、最低投資額、出資割合等について制限が課されます。

2. 会社の種類

ラオスの企業法¹⁹上、会社には、(i)株主が1名だけの一人有限会社、(ii)株主が2名から30名までの有限会社、及び(iii)株主が9名以上で株式を自由に譲渡し公募ができる公開会社の3種類があります。外国投資家が現地法人を設立する場合には、一人有限会社又は有限会社が選択されるのが一般的です。一人有限会社と有限会社の実務的な大きな違いは、一人有限会社の場合には、取締役会を設置する必要はなく、一人株主などにより直接、経営が行われる点です。



3. 会社設立手続

外国投資家がラオスで現地法人を設立する手続は、当該会社において行う事業が非営業権付与事業(non-concessionary activities)である「一般事業」に該当するか、又は統制事業令²⁰に基づき更新される改正統制事業一覧²¹に掲げられる「統制事業」に該当するかにより異なります。

「一般事業」を行う会社に投資を行う外国投資家は、投資奨励法上、管轄業務を一手に掌る商工省(The Ministry of Industry and Commerce; MoIC)に企業登録を申請しなければなりません。当該申請事業分野が「統制事業」とみなされない限り、企業登録証明書は申請日から10営業日以内に発行されるものとされていますが、実務上、会社の設立には通常3~6か月を要するとされます。

申請事業分野が「統制事業」に該当する場合には、MoIC による企業登録証明書発行の前に関連政府省庁への追加申請が必要となります。当該関連省庁は3営業日以内に判断することになっていますが、実務的にはより長い期間を要する可能性があります。また、MoIC は、実務上、「統制事業」に該当するか否かにかかわらず、投資申請書を全ての関連政府省庁へ回覧させる可能性がある点に留意が必要です。

Notification Regarding Types of Business reserved for Lao citizens(2013年、商工省/第1590号)

Notification Regarding Conditional Business for Foreign Investors (2013年、商工省/第1591号)

Law on Enterprise (2005年, 国民議会/第11号)

Decree on Adaptation of Controlled Business (2008年、首相/第68号)

Notification Regarding the List of Business Requiring Ministry Consideration for Registration(2013年、商工省/第1707号)



くぼ こうたろう 久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所共同代表

k_kubo@jurists.co.jp

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007年から6年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



せんだ ゆうじ **煎田 勇二**

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_senda@jurists.co.jp

2006年の弁護士登録後、バンキングを中心とした金融案件を主に取り扱う。2011年より2012年まで三菱東京 UFJ 銀行シンガポール支店に出向。2012年10月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所にて勤務。

Ⅵ. マレーシアの競争法

執筆者:山中政人、小山晋資、Tan Pei Lyn

ASEAN各国での競争法制定の流れの中で、マレーシアでも2010年に競争法(Competition Act 2010)(以下「競争法」といいます。)が制定され、2012年1月から施行されています(また、競争法の執行機関である「競争委員会」を設置する競争委員会法(Competition Commission Act 2010)も制定・施行されています。)²²。今回は、競争法の概要と最近の事例をご紹介します。

1. 競争法の目的

競争法の目的は、競争を促進・保護して経済を発展させ、それにより消費者の利益を保護することです。競争過程が、効率性、イノベーションや企業家精神を喚起し、これらは、競争的な価格、商品やサービスの質の向上、消費者にとっての幅広い選択肢を与えることにつながることから、反競争的な行為を禁止することが競争法の目的であるとされます。

2. 適用範囲

競争法は、「商業的活動(commercial activity)」に適用されますが、商業的な性質をもつものであっても、政府機関の活動や社会保障制度等は除外されています。規制対象者は「事業者」(enterprise)とされ、競争法によれば、「商品やサービスに関連する商業的活動を行う事業体(entity)」と定義されています。また、外国の企業がマレーシア国外で行う商業的活動であっても、マレーシアの市場における競争に影響を与える場合は、競争法が適用されます。

3. 禁止行為と正当化事由

競争法は、大きく分けて、①反競争的な合意、及び②支配的地位の濫用を禁止しています。なお、現状では企業結合に関する 規定はありません。

(1) 反競争的な合意

商品やサービスの市場における競争を著しく妨げ、制限し又はゆがめる目的又は効果をもつ合意を、反競争的な合意として禁止しています。また、①価格や他の取引条件の固定、②市場や原材料の分担・分割、③生産、販売拠点・経路、技術開発、投資

²² 競争法は業種横断的な規制ですが、1998年通信マルチメディア法(Communications and Multimedia Act 1998)のような個別法で規制されるものは、従前どおり個別法で 規制されます。

についての制限やコントロール、④入札の談合を目的とする合意については、反競争的な合意と見なされます(ハードコアカルテル)。

競争法は、事業規模を問わず「事業者」に適用される法律ですが、上記の「著しく」の要件に関連して、中小規模の事業者を保護する規定をガイドラインに置いています。具体的には、反競争的な合意に関するガイドラインによれば、反競争的な合意の当事者のマーケットシェアの合計が20%を超えない場合、「著しく」競争を妨げるものとはいえないとしています²³。

また、(a)事業者による合意に著しい効率性又は社会の利益があり、(b)当該合意なしにはその利益を享受できず、(c)当該合意による競争の制限と得られる利益がつりあったものであり、(d)当該商品・サービスに関する競争を完全に消滅させるものでないことの4つをみたす場合、競争委員会は例外的に適用免除とすることができるとされます。

(2) 支配的な地位の濫用

支配的地位の濫用も禁止されており、具体例として、①消費者や供給者に不公正な価格や取引条件を課すこと、②生産、販売拠点・経路、技術開発、投資についての制限やコントロールにより消費者を害すること、③特定の事業者に対して供給を拒絶すること、④同等の取引について、競争を制限する目的で他の取引相手とは異なる条件を適用すること、⑤契約の主題と関係ない追加的な条件の受諾を契約の条件とすること、⑥競争相手に対する略奪的な行為、⑦正当な理由なく、競争相手が必要とする希少な中間財や資源を買い占めることが明記されています。

ガイドラインによれば、事業者の市場占拠率が60%を超える場合は支配的地位にあると推定されますが、これは反証可能なものであり、競争法には、市場占拠率のみで支配的地位かどうかが決まるわけではない旨明記されています。

また、支配的地位を有する事業者であっても、合理的な商業上の正当化事由がある場合や、競争相手の市場参入や市場での活動に対する合理的な商業上の活動であれば、禁止されません。

4. 違反した場合

事業者が反競争的な合意や支配的地位を濫用した場合、競争委員会は、違反行為の即時停止を命じることに加えて、金銭的制裁を課すことや、違反行為を停止させるために競争委員会が適切と考える措置やその他の指示をすることができます。金銭的制裁は、違反行為が行われた期間における、当該事業者の全世界における売上高の10%を超えない金額とされます。例えば、違反行為が2年間にわたって行われた場合には、2年間の全世界における売上高が基準となります。

5. リニエンシー

ハードコアカルテルについては、事業者が違反行為を認め、かつ、違反行為の調査に著しく貢献する情報を提供したり、その他調査に協力した場合には、最大で100%、金銭的制裁が免除されるリニエンシー制度を規定しています。金銭的制裁の免除率については、競争委員会への報告の順位、違反行為を認めた時期、情報提供やその他協力の時期等を考慮して決定されます。

6. 最近の事例

2013年9月、競争委員会は、マレーシア航空(Malaysian Airline System Berhad)とエアアジア(Air Asia Berhad)に対して、2011年8月に締結された両社間²⁴の包括提携契約において、市場分割の合意をしたとして、それぞれに罰金1,000万リンギット(約31億円)を課すとの仮決定を行いました。競争委員会によると、両社は、包括提携契約において、マレーシア航空を唯一のフルサービスキャリアとし、エアアジア及びエアアジアXをそれぞれ地域のローコストキャリア、中長距離キャリアとする旨合意し、また国内線4路線において市場分割の合意をしたとされます。競争委員会によれば、上記罰金は、2012年1月1日から2012年4月30日までの当該国内4路線の売上高を基準に算出されており、両社それぞれの当該期間の全世界の売上高の10%に満たないとのことです。こ

²³ なお、反競争的な合意の当事者が、同一市場で競争していない場合は、当事者それぞれのマーケットシェアが25%を超えない場合となります。

²⁴ 当該包括提携契約は、エアアジア X(当時 Air Asia X Sdn Bhd.)を含む3社間のものですが、競争委員会は、同社はエアアジアと一体の経済主体であるとしたため、仮決定はエアアジア及びマレーシア航空の2社宛てのものとなっています。

の仮決定は、競争法施行前の合意を対象としたものである点が注目されます。なお、両社はこの仮決定を不服として争っています。

さらに2013年11月、競争委員会は、メガスチール(Megasteel Steel Sdn. Bhd.)が、その支配的地位を濫用したとして、同社に罰金 450万リンギット(約1億4000万円)を課すとの仮決定を行いました。競争委員会によれば、メガスチールは、熱延コイルの生産者であり、かつ熱延コイルを原料とする冷延コイルの生産者でもあるところ、熱延コイル市場においては同社がマレーシア唯一の生産者であり、同事業の参入障壁も高いことから、支配的地位にあるといえ、その地位を濫用して、冷延コイル市場においては、競業他社より低く、生産コストをまかなえないと考えられる価格を設定していたと指摘されています。

7. まとめ

上記の事例に見られるように、競争委員会は競争法の執行に注力しているようです。マレーシアの競争法は、施行からまだ2年であり、事例の蓄積が多くありませんが、事業の規模にかかわらず、現在行っているビジネスが競争法に違反していないか確認し、また競争法の内容を役員・従業員に周知することが肝要と思われます。



【シャーアラムにあるブルーモスク】



やまなか まさと 山中 政人

西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所共同代表

m_yamanaka@jurists.co.jp

2002年から2011年まで、ファイナンス分野を手がけ、1年間の香港のノートン・ローズ法律事務所に出向後、2012年2月より西村あさひ法律事務所シンガポール・オフィスにて共同代表として執務。シンガポール、マレーシア等のASEAN諸国等における日本企業のM&A、ファイナンス等のアジア展開をサポート。



こやま しゅんすけ 小山 晋資

西村あさひ法律事務所 弁護士

s_koyama@jurists.co.jp

2008年弁護士登録。2012年1月シンガポール事務所の開設とともに常駐し、同年6月から2013年5月まで、マレーシアの Zaid Ibrahim & Co., a member of ZICOlaw に出向。現在は東京事務所にて、日系企業のマレーシア等への新規進出・事業展開をサポート。



タン ペイ リン Tan Pei Lyn

西村あさひ法律事務所 マレーシア法弁護士

tan.pei.lyn@juristsoverseas.com

2005年より2011年までマレーシアの Lee Hishammuddin Allen & Gledhill 法律事務所、KhattarWong LLP 法律事務所 に勤務。2011年より2013年までシンガポールの RHTLaw Taylor Wessing LLP 法律事務所に勤務し、その間2012年 にはシンガポールの DBS Bank Limited に出向。2013年11月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所入所。

Ⅲ. ミャンマー外国投資法制定後一年を振り返る 執筆者:湯川雄介

1. はじめに

2012年11月に「新」外国投資法(以下単に「外国投資法」という。)が制定され、丸一年が経過しました。その間、外国投資法の細則及び関連する告示が制定され、ミャンマーに対する外国投資の本格化の気運が高まる中2013年を迎えましたが、本稿では、丁度タイミングを同じくして駐在を開始し、現地でほぼ一年を過ごした筆者が現地で見た動向及び2014年に向けての展望を述べてみたいと思います。

2. 投資活動の動向

2013年中に、外国投資法に基づき認可された事業の数は117件の模様ですが、そのうちの約9割弱を製造業が占めており、且つ、そのうちの更に約4割が縫製関連事業、また、約半数がいわゆる委託加工貿易(CMP)型事業となっています。その次に多いのがホテル・不動産関連事業の10件弱であり、サービス関連事業の占める割合は極めて小さなものとなっております。

このうち、(関連企業の名称等から)日系企業が関与していることが窺われるものは約10件強であり、全体の1割程度を占めています。その業種別の内訳は全体の傾向を反映し、約半数が製造業関連となっています。

当地では、ミャンマー投資委員会(MIC)による投資審査において、大規模でない投資や既に ミャンマーに存在するタイプの事業の投資に対する認可が認められにくくなっている傾向があ り、サービス業に対する審査が厳しくなっているとの理解が一般的になりつつあるところ、上記 の統計はそのような理解を裏付ける結果となっています。



【夜のライトアッ

3. 投資判断にあたっての留意点

外国投資家は、外国投資法に基づく認可を受けて現地法人を設立することも、外国投資法に基づかずに現地法人を設立することもできますが、外国投資法に基づく認可を受ける必要性・メリットとしては、大別して①不動産の長期利用の確保、②各種税制優遇措置の享受、③海外送金の安定性確保があげられます。もっとも、上記のような MIC による認可の傾向に照らすと、単にこれらのメリットを享受することのみを目的として認可申請をしても認められない可能性が相当程度あることに留意が必要となります。

また、外国投資法に基づかない現地法人の設立についても、実務上の運用の変化がいくつか認められています。一つは提出書類の簡素化であり、従前よりも提出を要する書類の数が減少しています。もう一つは、仮営業許可(Temporary Permit to Trade)の交付のタイミングであり、特に規制業種ではない業種においては極めて短期間で仮営業許可が交付される運用になっているようです。但し、後者については、所轄官庁による実質的な審査が仮営業許可の交付後に行われている模様であることから、仮営業許可が交付された後に本許可が下りないリスクが高まっており、仮営業許可交付後の実際の事業活動開始や各種リリースのタイミング等については従前以上に慎重な対応が求められるでしょう。なお、仮営業許可の制度がなくなり、数日で本許可・登録まで完了する旨が現地で報道されていますが、当該変更は外国企業に対しては現時点では適用されない模様です。

更に、規制業種やミャンマー資本との合弁を要求される業種についても、当局の見解が時期によって変化すること、並びに、外国投資法及び告示の記載と運用が必ずしも一致しないという現象が認められています(なお、制限業種等に係る告示については遠からず改訂が予定されている模様です。)。従って、外国投資法及び告示の記載のみに依拠して投資の可否を判断することは危険であり、最新の当局の見解を慎重に確認することが求められています。

4. その他のリーガルトピック

2013年は外国投資法に係る細則・告示の制定に始まり、中央銀行法及び証券取引法の制定(7月)、外国仲裁判断の承認及び 執行に関する条約(いわゆるニューヨーク条約)への加盟(7月)、労働関連法の制定(8月)²⁵、通信法の制定(10月)等、外国投資家 にとって重要な法律の制定が相次ぎました。

そして、2014年にかけては知的財産法制の整備、会社法改正、経済特区法(いわゆる SEZ 法)の制定、外資による不動産取得を一部認めるコンドミニアム法の制定の動き等が認められ、進出を検討する企業にとってはタイムリーな法律情報の把握の重要性は一層増しているといえるでしょう。



ゆかわ ゆうすけ 湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 弁護士 ヤンゴン事務所代表

y_yukawa@jurists.co.jp

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2007年より、米国のフェンウィック・アンド・ウエスト法律事務所及びクリアリー・ゴットリーブ・スティーン・アンド・ハミルトン法律事務所にて勤務した経験をもつ。2013年よりミャンマーに駐在し、ミャンマー進出を検討する日本企業へアドバイスを提供。

Ⅲ. パキスタン進出の留意点 執筆者:久保光太郎、煎田勇二

1. パキスタン進出の留意点

パキスタンは、日本の2倍ほどの面積において、世界第6位の人口で約1億8,000万人が暮らす、イスラム国家です。政府統計によると人口増加率は2%を超え、この数字はインドやバングラデシュの増加率を上回っています。その市場規模の大きさから、製造業を中心に日系企業が注目している新興市場の一つです。

イスラム国家であるパキスタンは、隣国のインドと同様に英国法に由来しつつも、イスラム法を基礎とした独自の法体系を形成しています。また、他のアジア諸国に比べるとパキスタンは外資規制が緩やかであることも特徴のひとつです。農業分野等を除く、多くの分野において外国投資家による100%出資による現地法人の成立が可能です。

外国投資家がパキスタンに事業進出する場合、駐在員事務所、支店 及び現地法人のいずれかの事業拠点を設立することが考えられます。



【イスラマバードにあるファイサル・モスク】

(1) 駐在員事務所

パキスタンにおいて駐在員事務所を設置しようとする外国投資家は、最初に投資庁(Board of Investment; BOI)へ申請を行い、その後、証券取引委員会(Securities & Exchange Commission of Pakistan; SECP)に登録を行います。新規登録の場合、登録は1年間有効となります。駐在員事務所は、製品のプロモーション、技術的アドバイス及び支援の提供、合弁事業の可能性の検討、輸出促進事業などに限られます。パキスタンにおいて、駐在員事務所が商業又は貿易事業を引き受けること及び利益を得ることは認められていません。

²⁵ 当該法律の概要については当事務所アジアニュースレター11月号の拙稿「雇用及び技能開発法の概要について」をご参照下さい。

なお、現在の BOI の方針において、駐在員事務所設置許可には6~8週間を要するとされていますが、実務的には BOI による許可発行には3~6か月ほどかかり、SECPでの登録には7~10日を要するようです。

(2) 支店

外国会社は、BOI の事前承認を取得することにより、支店を設立することができます。駐在員事務所の場合と同様、新規登録の場合、登録は1年間有効となります。外国会社によって設置された支店は、パキスタンにおける契約上の義務を履行するためのものであり、支店の事業は署名済の合意/契約(BOI に提出)に記載された業務に限られます。支店を開設するための手続に関しては、支店が提供するサービスを定めた契約書の写しの BOI への提出が必要となりますが、基本的に駐在員事務所設置の場合と同様であり、所要期間も概ね同じとのことです。

(3) 会社(現地法人)の種類

現地法人を設立するとなった場合、会社の種類を検討する必要があります。会社法(Companies Ordinance, 1984)に基づき、パキスタンの株式会社は、定款によって、株式譲渡の権利が制限されており、かつ株主数が50人以下に制限されている非公開会社とそれ以外の公開会社に分けられます。非公開会社の株主は原則として最低2名が必要となります。外国投資家は、非公開会社の形態で進出するのが一般的です。

2. 会社設立手続

パキスタンにおける会社設立のために、従来は、州政府からの同意書(No Objection Certificates; NOC)を含め、各種承認、許可及びライセンスが要求されていましたが、近年は、簡素化が図られています。現在では、パキスタンにおける会社設立手続として、(i) SECP の会社登記事務所(Company Registration Offices; CRO)への商号使用の申請、(ii) 各発起人による National Institutional Facilitation Technologies (Pvt.) Ltd(NIFT)及び SECP への電子署名申請書の提出、並びに(iii) SECP への基本定款及び附属定款、登録要件の順守に関する宣誓書、会社の取締役及びその他の役員の詳細などの提出が求められます。上記の(i)~(iii)の手続は、書類がそろっていれば1~2週間で完了し、完了後、SECP から登録番号を含む設立証明書が発行されます。ただし、外国投資家又は外国人取締役による会社設立の場合には、上記に加えて、外国人の身元保証に関連して、内務省(Ministry of Interior; MOI)による承認が必要とされています。SECP は、MOI の承認を条件として、上記設立証明書を発行します。かかる承認を取得するために要する期間は、約3~4か月とされますが、6か月ほどかかる場合もあるようです。

3. 登録資本金

以前は一定の分野における投資については一定額以上の投資が必要とされていましたが、現在では最低登録資本金や最低投資額に関する制限はありません。



く ほ こうたろう **久保 光太郎** 西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所共同代表

k_kubo@jurists.co.jp

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007年から6年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



せんだ ゆうじ 煎田 勇二

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_senda@jurists.co.jp

2006年の弁護士登録後、バンキングを中心とした金融案件を主に取り扱う。2011年より2012年まで三菱東京 UFJ 銀行シンガポール支店に出向。2012年10月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所にて勤務。

IX. シンガポールにおける Interlocutory Injunction (暫定的処分) の基礎知識 執筆者: 久保光太郎、采木俊憲、蔵元左近

1. はじめに

日系企業のアジア展開が進むにつれ、現地の取引先や競合企業とのトラブルや契約不履行といった法的紛争への対処が必要になってきます。このような場合、いかに債権保全を図るかという観点から、いわゆる本案の訴訟手続だけではなく、仮差押や仮処分に相当する民事保全手続を活用することが重要です。

シンガポールにおいても、日本の仮差押や仮処分に相当する保全手続が存在しますが、これらの手続に関しては一般に入手可能な情報が限られていることもあって、日系企業が十分に活用しきれていないのが現状ではないかと思われます。

本稿では、シンガポールの民事保全手続の中から、日本にない独特な制度であり、かつ、その効果ゆえに強力な武器になりうる Mareva Injunction、及び Anton Piller をご紹介します。

2. Mareva Injunction(資産の凍結命令)

Mareva Injunction を申し立てるためには、日本の民事保全手続と同様に、裁判所に対して①被保全債権の存在、及び②保全の必要性を疎明する必要があります。特に、債務者による財産隠匿を防止するためには、債務者への審尋を経ず、いわば密行的に Mareva Injunction を得る必要性が高い場合があります。

こと法的紛争においては、舞台が日本であろうとシンガポールであろうと、まず資産を押さえることが重要な点に変わりはありま

せん。債務者がシンガポールに預金等の責任財産を有していることが推認される場合、Mareva Injunction を申し立てることで債務者による資産の処分を防止することが有効です。

実務上の留意点としては、Mareva Injunction の申立に際して、申立人は、対象となる資産をできる限り特定する必要があります。ただし、当事務所が最近扱った事案では、相手方がシンガポール国内の銀行預金口座に財産を保有していることが推測されたため、シンガポール国内の全ての銀行に対して、相手方の預金債権の一定部分を対象として一括して Mareva Injunction をかけることに成功しました。この時は本訴提起と同時に申立てを行い、翌日に Mareva Injunction の決定を受けております。



【マリーナベイサンズ 夜のレーザーショー】

3. Anton Piller(証拠の破壊等の防止を目的とする捜索差押命令)

Anton Piller は、申立人の代理人弁護士等の私人が、裁判所の命令を得たうえで一般企業・私人のオフィスや居宅に立ち入り、近々提起予定の裁判において重要証拠となりうる目的物を捜索、差押えすることを認める制度です。

Anton Piller は効果が甚大である分だけ、①被保全債権の存在、及び②保全の必要性について高度の疎明が必要とされます。 そのため、実務上は、Anton Piller 命令の必要性と許容性を主張立証するため、本訴になった場合の主張を先取りした申立書面 を準備することが重要です。

Anton Piller は、模倣品(海賊版)の販売業者に対して、問題となる商品を差し押さえる場合等に利用することが可能です。Anton Piller は本来的にはシンガポールでの本訴を想定した保全手続とされていますが(Riddick 原則)、日本等の外国における裁判手続で使用することの許可を更に申し立てる方法も実務上考えられます。

4. 最後に

Mareva Injunction や Anton Piller 等のいわば本訴の前哨戦でよい結果が得られれば、相手方に対して多大な物理的・心理的プレッシャーを与えることが可能になります。その結果、勝訴的な和解に至る可能性も大きくなり、ひいては裁判費用、弁護士費用等の金銭的なコストに加えて、紛争解決までの時間的コストをセーブすることも可能になります。シンガポールにおいて裁判を提起することを検討している場合、是非一度、これらの保全処分を利用することもご検討ください。



くぼ こうたろう 久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所共同代表

k_kubo@jurists.co.jp

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007年から6年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



うねき としのり **采木 俊憲**

西村あさひ法律事務所 弁護士

t_uneki@jurists.co.jp

2008年 Georgetown LL.M. in Taxation 修了、米国法律事務所を経て2009年から2011年まで任期付職員として東京国税局調査審理課(国際調査審理官、国際税務専門官)。現在は日系企業によるシンガポールを中心としたアジア進出のストラクチャリングや M&A・トランザクションの税務・法務に携わる。



くらもと さこん **蔵元 左近**

西村あさひ法律事務所 弁護士

s kuramoto@jurists.co.jp

シンガポール事務所所属。弁護士(日本国およびニューヨーク州)。日系法律事務所と米系法律事務所(ニューヨークおよび東京)にて勤務。2012年に西村あさひ法律事務所に入所し、現在はシンガポールおよび周辺諸国の M&A、直接投資、国際争訟を含むビジネス法務全般に携わる。最近はシンガポール国際仲裁センター(SIAC)での国際仲裁案件にも従事している。

X. タイの土地関連法制度

執筆者:小原英志

1. はじめに

タイでは、外国人・外国企業²⁶による土地所有は一般に規制されており、例外的に所有が認められる場合であっても面積や用途が限定されています。

土地所有に関する法令としては、主に、①土地法(1954年制定、2008年土地法改正法第12版までの改正あり)、②民商法典(特に第4巻(1298条~1434条))、③都市計画法(1975年)、④タイ工業団地公社法(1979年)、⑤投資奨励法(1977年)などが挙げられますが、その他の法令においても土地利用方法や例外が規定されているため、土地の取得に当たっては専門家に十分確認することが望ましいといえます。

タイの土地については、「所有権」と「占有権」が認められており、これは日本の所有権、占有権と類似の概念であるものの、権利 内容の詳細や譲渡方法には特徴が見られます。

以下では、タイの不動産法制において、外国企業・外国人が土地所有権を取得するための具体的方法を述べるとともに、所有権・占有権の内容に関して、権利を証する証書や登記方法などにも触れながら説明したいと思います。

²⁶ 土地法には、「外国人」の土地所有に関して様々な規定が置かれていますが、この「外国人」の定義には、タイ国籍を有しない者又はタイで登録のない者のほか、外国人が登記資本の49%超の株式を保有する、又は外国人株主が全株主の過半数を占める公開株式会社又は非公開株式会社などが含まれます(土地法97条)。

2. 外国企業・外国人による土地所有権の取得方法

外国企業や外国人がタイの土地所有権を取得するためには、一般に以下の方法に拠ることが考えられます。

(1) 投資委員会(BOI)及びタイ国工業団地公団(IEAT)の許可の取得

投資委員会(BOI)及びタイ国工業団地公団(IEAT)は、特定の要件を満たす外国人に対して土地所有権の取得を許可することができます。

(2) 居住目的の場合(土地法96条の2に基づく方法)

居住目的の場合に限り、特定の要件を満たす場合には、外国人であっても土地所有権を取得することができます。

(3) 相続の場合(土地法93条に基づく方法)

土地法93条では、相続人である外国人は、特定の要件を満たす場合には大臣の許可を得て土地を相続することができるとされています。

(4) その他の方法

上記以外にも、ごく特定の場合には、外国企業が土地を所有することが認められる場合があり、著名な事例としては、石油法(1971年)が石油営業権者に操業に必要な土地の所有を認めています。

3. 土地の所有権・占有権

(1) 所有権

タイでは、法律の制限がない限り、所有権者は所有物を使用、処分及び収益する権利を有し、土地の所有権は地面の上下に及ぶとしており、これは日本とほぼ同様となっています。また、所有権者には、返還請求権、妨害排除請求権、妨害予防請求権が認められており、この点も日本と同様といえます。もっとも、土地所有権には、民商法典により一定の制限が課されており、日本と類似の規定も多く見られる一方で、家畜の通行等に関する規定があるなど、タイならではの規定も存在する点に留意が必要となります。

土地に関する権利証については以下のようなものがあります。

- ① 土地特別証書(Nor.Sor.5):土地証書発行のための調査が終了し、土地証書の登記が可能である旨の証書。
- ② 土地証書(Chanote/Nor.Sor.4):土地所有権に関する完全な証明書で、土地局により発行される。

(2) 占有権

自己のためにする意思で物を所持する者は、占有権(シッティ・クローブクローン)を取得し、他人を通じて所持することも可能とされ、これは日本とほぼ同様です。また、占有物については、自己のために適法、善意、平穏に、かつ公然に占有をなすものと推定され、前後の両時点において占有をしたことを証明できるときは、当該占有はその間継続したものと推定されるとされています。日本と異なる点としては、不動産について登記名義人が占有権者であると推定される点が挙げられます。

占有権を証する書類としては、以下のものがあります。

- ① 土地占有証書(Sor.Kor.1):政府発行のものではないが、土地証書や利用保証書発行申請時の証拠として利用される。
- ② 占有証書(Nor.Sor.2): 一時的な土地の占有を認める政府発行証書。発行から6ヵ月以内に土地の使用を開始する必要があり、使用が認められるのは3年以内。譲渡不可である。
- ③ 利用保証書(Nor.Sor.3、Nor.Sor.3 Gor.、Nor.Sor.3 Khor.): Nor.Sor.3 は、建物建築が認められる政府発行証書。 Nor.Sor.3 Gor.は、Nor.Sor.3に加え、調査地図上の航空調査で設定された区画地点を含む土地に関して発行されるため近隣の権利関係を確認できる。Nor.Sor.3 Khor.は、航空写真のない地域における土地局発行の土地使用権を認め

る証書。

(3) 不動産登記の確認方法

タイ政府は、土地所在地を管轄する土地局において、当該土地の所有権及び占有権に関する書面を保有しています。ただし、ほとんどの政府登記システムは手作業でコンピューター化されていないため、検索には予想以上に時間と手間がかかることがあります。

(4) 所有権・占有権の存続期間

所有権・占有権の存続期間は、証書の種類に応じて以下の表のとおりとなっています。

	証書の種類	期間	備考
所有権	土地特別証書 (Nor.Sor.5)	無期限	_
7711712	土地証書 (Chanote/Nor.Sor.4)		_
	土地占有証書 (Sor.Kor.1)	無期限	占有継続の意思がなくなった又は占有を停止した場合、占有者は 土地占有証書(Sor.Kor.1)を渡して占有を譲渡できる。
占有権	占有証書 (Nor.Sor.2)	3年間	相続以外には譲渡不可。ただし、証書保有者は一定の要件を満たせば利用保証書(Nor.Sor.3、Nor.Sor.3 Gor.、Nor.Sor.3 Khor.)又は土地証書への転換申請ができる。 利用保証書へ転換した場合、10年間(占有証書が1972年12月14日以降に発行されている場合)、又は5年間(占有証書が1972年12月14日以前に発行されている場合、ただし政府が割当を支援した土地に限る。)は、他者に譲渡できない。
	利用保証書 (Nor.Sor.3、 Nor.Sor.3 Gor.、 Nor.Sor.3 Khor.)	無期限	

4. 権利喪失事由

(1) 民商法典上の事由

所有権の権利喪失事由としては、時効取得があります。タイでは、他人の不動産を平穏、公然に所有者である意思をもって、10年にわたって占有したときは、原則としてその所有権を取得することとされています。

占有権の権利喪失事由としては、妨害され、又は奪われた際に、適時に訴えを起こさなかった場合が考えられます。

(2) タイ政府による強制収用

権利喪失事由としては政府による強制収用についても十分留意する必要があります。すなわち、不動産収用法は、不動産は州(State)が、公共の福祉の実現、州の防衛、天然資源獲得、都市計画、農業開発、工業、土地改良、又は他の公的目的のために必要な場合、強制収用を行うことを認めています。



【バンコクのワット・プラ・ケオ】

5. 権利の譲渡方法

タイでは、不動産又は不動産に係る物権の取得は書面によりなされ、登記されていなければ無効とされることがありうる点

に十分注意しなければなりません。



おばら ひでし **小原 英志**

西村あさひ法律事務所 弁護士 バンコク事務所代表

h obara@jurists.co.jp

2013年7月バンコク事務所設立とともに、同事務所代表就任。2008年~2009年 三菱東京 UFJ 銀行米州法務室(在ニューヨーク)、2011年~2013年 タイ Tilleke & Gibbins 法律事務所に出向。現在はバンコクを拠点として、タイ王国を中心とした東南アジア諸国における出資、合弁、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。

XI. トルコにおける合弁事業のポイント ―新商法に基づく会社設立・運営の基礎― 執筆者:今泉勇、田端公美

1. はじめに

トルコは、欧州、中央アジア、中東、アフリカのいずれにも近いという地の利、若く豊富な労働力(EU 諸国と比較すると、第一位のドイツに次ぐ人口であり、また、人口の半数が30歳以下です)、親日国であること等から、近時、日本企業の魅力的な進出先の一つとなっています。本稿では、進出の際の有効な選択肢である合弁会社形式に関して、2012年7月に施行された新商法(Turkish Commercial Code)(及び各種関連規則等)の内容もふまえ、特に合弁会社設立・運営に関する基礎知識を概説します。

2. 株式会社(Joint Stock Company)の基礎構造と商号

トルコで合弁会社を設立する際に通常使われる形態は、株式会社(Joint Stock Company (Anonim Şirketi: A.Ş.))です。株式会社は株主有限責任の会社で、株主総会、取締役会、取締役が置かれ、また、計算書類の監査のために監査人を選任します(一定の要件を満たす大規模企業は、独立性のある監査人を選任することが必要です)。なお、監査人の要件等は本稿執筆時点ではまだ公表されていません。

また、株式会社の商号に関し、当該会社の事業分野の 少なくとも1つを表すトルコ語を含めることが必要とされる 点、トルコ語でトルコという国名を意味する"Türkiye"の語 は原則として商号中に使用できない点(英語の"Turkey"は 使用可)にも留意が必要です。



【グランドバザール】

3. 資本制度

株式会社の設立時には、資本金の額を定款に記載しなければならず、当該金額について株主から払込を受けます。定款に資本金の額を記載するため、設立後に増資を行う際も、定款変更が必要になります。トルコには2種類の資本制度があり、資本金の払込方法及び増資のための定款変更手続が以下の通り異なります。

(1) 通常の資本制度

通常の資本制度の下では、設立時及び増資時において資本金の分割払込みが可能です。具体的には、定款に記載される資本金の額(増資の場合は増資額)の4分の1以上が設立又は増資の登記時に払込まれていれば、その残額は当該登記から2年以内に払込むことで足ります。また、上述の通り設立後に増資を行う場合には定款変更が必要ですが、そのために株主総会決議が必要になります。

(2) 授権資本制度

授権資本制度の下では資本金の分割払込みはできず、定款に記載される資本金の額全額が設立又は増資の登記時に 払込済みである必要があります。もっとも、増資のための定款変更は、定款に定める期間内(最大で5年間)、定款に定める 授権枠(最大で資本金の5倍)の範囲であれば、取締役会限りで行うことができます。

なお、日本の会社法の場合、資本金の分割払いはできず、また、定款に定める発行可能株式総数の範囲内であれば取締 役会限りで増資が可能とされているため、日本人としては、トルコの授権資本制度のほうが比較的なじみがあるように思わ れます。もっとも、授権資本制度を採用するためには、資本金が約500万円(10万トルコリラ)27以上であり、トルコ関税商業省 の許可を得ることが必要とされる点に留意が必要です。

4. 株式譲渡制限

株式会社は、記名株式(株券に株主の氏名が記載され、譲渡に裏書及び株主名簿の登録が必要となる株式)と無記名株式(株 券に株主に氏名が記載されず、株券の交付で譲渡可能な株式)を発行することが可能です。前者については、株式譲渡に関して 取締役会の承認を要する旨を定款に定めることができますが、後者は定款による譲渡制限ができません。したがって、合弁会社 においては通例、記名株式を発行します。

もっとも、日本とは異なり、定款上の譲渡制限は無条件に認められるわけではありません。定款に具体的な譲渡承認拒絶理由 を定めることが要求され、個別の譲渡が当該譲渡承認拒絶理由に該当する場合にしか、取締役会は譲渡を制限することができ ません。譲渡承認拒絶理由には、重要性の要件があり、具体的には、①株主構成に関連する理由、②事業分野に関連する理 由、③会社の財務的な独立性に関する理由である場合に重要性が認められるものとされています。

株主総会の開催

株主総会の開催地は原則として本店所在地とされているため、株主である日本企業の担当者は、株主総会の開催ごとにトルコ に行く必要が生じます。

トルコに実際に行かずに株主総会を行う方法として、定款に取締役会の指定する場所で株主総会を開催する旨規定することが できます。もっとも、株主総会がトルコ国外で開催される場合、トルコ関税商業省の公務員の出席が必須とされているため、コス ト・スケジュール面等を考えると使い勝手の悪いものです。なお、トルコ関税商業省の公務員の株主総会への出席は、増資、減 資、授権資本制度の導入・終了、授権枠の増加、事業範囲の変更、合併、分割、会社の種類の変更が議題となる場合等にも必 須とされています。

その他、新商法により、株主総会を物理的に開催するのではなく、オンライン上のプラットフォームを用いて開催できる旨の規定 が導入されました28。また、トルコ商法上、株主総会の書面決議を認める明文規定はありません。



いまいずみ いさむ 西村あさひ法律事務所 弁護士

i_imaizumi@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、現在は、アジア各地の新興国へ進 出・展開する日系企業案件を担当。2012年9月よりインドの Khaitan & Co 法律事務所への出向を経て、現在は東京 事務所にて勤務。



たばた

西村あさひ法律事務所 弁護士 田端 公美

k_tabata@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。 2009年~2012年経済産業省産業組織課に出向し企業買収、コーポレーガバナンス、税制等 に関する国内外調査及び政策立案を担当。現在は、国内外 M&A 案件、コーポレート案件に広く携わる。

本稿執筆時点の為替レート(1トルコリラ=約50円)によります。

なおオンラインで株主総会を開催する場合もトルコ関税商業省の公務員の出席が必須とされています。

XII. ベトナム土地法改正 執筆者:廣澤太郎

1. はじめに

ベトナムでは、2013年11月29日、国会において土地法改正案が可決され、2014年7月1日をもって効力を生じるとされています。 改正内容は多岐にわたりますが、今回は、この改正土地法について、外国投資企業に影響があると思われる部分について紹介 します。

2. ベトナム土地法制度の概要

改正土地法について解説する前に、ベトナムにおける土地法制度について簡単に概括します。

ベトナムでは、あらゆる土地の所有権は国民全体に帰属するとされ、ベトナム内資企業、外国投資企業(本ニューズレターでは、ベトナム国外の組織から出資を受けているベトナム法人を意味するものとします。)を含むいかなる企業も、土地の所有者になることはできず、土地が関わる投資を行う場合や不動産を使用する場合は、国家から土地使用権を取得することになります。

土地使用権は、その取得態様に応じ、大きく、「国家からの土地割当て」と「国家からの土地リース」の2種類に分類できます。

また、「国家からの土地割当て」は「土地使用料を伴う土地割当て」と「土地使用料を伴わない土地割当て²⁹」に、「国家からの土地リース」は「年払いの賃料を伴う土地リース」、「一括払い賃料を伴う土地リース」、及び「工業団地等のデベロッパーからの、当該工業区域等におけるサブリース³⁰」に分類することができます。

土地使用権の存続期間は、土地割当て及び土地リースのいずれも、投資プロジェクト又は土地の割当て若しくは土地のリースの申請に基づき検討され、決定されますが、原則として、50年を超えることはありません。

「国家からの土地割当て」に基づく土地使用権は、機能面においては、日本における所有権と類似した権利としての側面も有し、土地使用権を譲渡したり、リースしたり、担保に供与したりすることが可能という点で、「国家からの土地リース」とは異なっています³¹。

ただし、改正前の土地法では、「国家からの土地割当て」に基づく土地使用権の取得は、原則として外国投資企業には認められていませんでした。また、外国投資企業は、土地使用権の譲渡を受けることにより土地使用権を取得することも認められていません。

したがって、外国投資企業が土地使用権を取得できるのは、原則として、(i)国家からの土地のリース、(ii)ベトナム国内企業からの土地リース又はサブリース、(iii)工業区域等のデベロッパーからの土地のリース又はサブリース、並びに(iv)既存の土地使用権者による土地使用権の現物出資の受領(一般的には、ベトナム国内企業又は国営企業と合弁を組成する場合)、による場合に限られていました。

3. 改正土地法の概要

次に、改正土地法について、外国投資企業に影響があると考えられるポイントをいくつか紹介します。

²⁹ 土地使用料を伴わない土地割当ては、非営利目的で使用される土地にのみ適用できます。

[©] この場合、土地使用者は、国家からではなく工業区域等のデベロッパーから当該区域等の土地使用権をサブリースすることになりますが、国家は、そのような場合における土地使用者の土地使用権も認めており、土地使用者に対して土地使用権の証書を発行しています。従って、本ニューズレターでは、工業区域等のデベロッパーからの当該区域等における土地使用権のサブリースを、国家からの土地リースの一種とみなしています。

³¹ ただし、従来の土地法のもとでも、「一括払い賃料を伴う土地リース」のうち一定の要件を満たすものに関しては、「国家からの土地割当て」に基づく土地使用権と同等の 権利が認められています。

(1) 住宅開発プロジェクトにおける国家からの土地割当て

前述のとおり、従来の土地法では、原則として、外国投資企業は「土地使用料を伴う土地割当て」の態様で土地使用権を取得することはできませんでしたが、改正土地法では、「分譲のみ、又は、分譲及び賃貸が混在する住宅開発プロジェクト」において、「土地使用料を伴う土地割当て」の態様で土地使用権を取得することができるようになりました。「国家からの土地割当て」に基づく土地使用権者には、当該土地使用権の譲渡、リース、担保供与を行う権利がありますので、たとえば、プロジェクトの土地及びその上に将来形成される建物に抵当権を設定することにより、ベトナム国内で営業を許可された金融機関から資金調達を行うことができるなど、住宅開発プロジェクトにおける外国投資企業による土地使用権の使用態様が、柔軟なものになることが期待されます。ただし、脚注31記載のとおり、従来の土地法のもとでも、「一括払い賃料を伴う土地リース」のうち一定の要件を満たすものに関しては、「国家からの土地割当て」に基づく土地使用権と同等の権利が認められていたため、改正による影響は限定的とも言えます。

(2) 入札による土地使用権の取得

従来の土地法では、国家から直接土地使用権の割当てやリースを受ける場合、その手続は必ずしも透明性の高いものではなく、外国投資企業が国家から直接土地使用権を取得することは実務上難しいとされてきました。

改正土地法では、国家から直接土地使用権の割当てやリースを受ける場合で、土地使用権の事業目的が、(i)分譲目的又は 賃貸目的の住宅開発、(ii)譲渡又はリース目的のインフラ開発、(iii)商業目的での利用等、のいずれかである場合には、国家は 入札によって土地使用権の授与対象を決定しなければならないと規定されました。

また、入札による場合の土地使用権の価格(すなわち、割当ての場合には使用料、リースの場合には賃料)は、入札での落札価格となること、土地はオークションの実施前に国家により明渡しが行われ、更地にされることも規定されています。

この改正の趣旨は、上記の各事業目的で国家から直接土地使用権の付与が行われる場合に入札方式を導入することによって、 従来は不透明だった土地使用権の付与プロセスの透明性を高め、潤沢な資金を有する外国投資企業が、国家から直接土地使 用権の付与を受けることを促進することにあると言われており、改正法施行後は、外国投資企業が上記の事業目的でベトナム不 動産開発事業に参入する事例が増加することが期待されます。

(3) 外国法人による土地使用権の取得

従来の土地法では、土地使用権を取得できる主体として、「ベトナムに投資する外国組織及び個人("foreign organization and individuals investing in Vietnam")」と規定されていました。この文言からは、(自身が出資するベトナム法人ではなく)外国法人それ自体が土地使用権を取得できるかどうかが不明確でしたが、実務上、当局の解釈により、外国法人それ自体は土地使用権を取得することができないとして運用されてきました。

改正土地法では、この文言が改正され、「外国企業による100%出資がされているベトナム国内企業、合弁企業、及び外国企業の出資を受けているベトナム国内企業」という内容を意味する「外国投資企業"foreign invested enterprise"」と定義し直されましたので、外国法人それ自体は土地使用権を取得することができないことが、法令の文言上も明確になりました。



【ベトナム名物 生春巻】

³² 賃貸のみを目的とする住宅開発プロジェクトについては、従前どおり、外国投資企業による住宅開発プロジェクトのための土地使用権取得は、「一括払い賃料を伴う土地リース」の態様による必要があるとされております。

(4) 土地収用

改正土地法では、従前その要件や手続が不明確であるとの批判があり、多くの紛争の原因となっていた、国家による強制的な 土地収用について、詳細な規定が設けられました。この改正は、今回の土地法改正の目玉の一つと言われており、この改正によ り土地回収における公正性が確保され、紛争が減少することが期待されています(実務上は、かかる改正法の施行にあたり、予 算の確保その他の問題が解決される必要があるものと思われます)。

もっとも、外国投資企業との関係では、例えば、従来の土地法では、100%外国投資企業による工業団地等の開発プロジェクトにおいて、当該工業団地の敷地内のみでプロジェクトを実施することが困難となった場合(プロジェクトが敷地外にまで及んだ場合)、国家は敷地外の土地を収用する旨が規定されていましたが、改正土地法ではこの規定はなくなりました。

(5) M&A による土地使用権の取得

従来の土地法では、外国投資企業が、割当土地使用権を保有するベトナム国内企業を M&A により取得した場合に、当該買収対象となったベトナム国内企業の土地使用権は、割当からリースに強制的に変更されるのか、不明確でした。

この点、改正土地法は、M&A の結果、依然としてベトナム国内企業が「支配権」を有している限り、M&A の対象となったベトナム国内企業は、引続き割当土地使用権の形で土地使用権を保有することができると規定しています。

4. おわりに

土地法の改正案のうち、外国投資企業に影響があると思われる部分についての概説は以上のとおりですが、実務においては、 これから制定される下位法規や、規制当局の運用動向を注意する必要があります。



ひろさわ たろう 廣澤 太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士

t_hirosawa@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2011年~2012年三井物産株式会社法務部出向、2013年デューク大学ロースクール卒業 (LL.M.)。同年8月よりホーチミン事務所、同年11月よりハノイ事務所勤務。日系企業のベトナムへの進出案件や、進出後の事業展開に関する業務に携わる。

書籍:論文情報

◆「西村高等法務研究所叢書(8) アジア進出企業の法務 - M&A 法制を中心として」

執筆者: 小口光、久保光太郎、福沢美穂子、孫櫻倩、吉本祐介

詳細: http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article_13819.html

◆「インド進出に際し押さえるべき法律上のポイント」

執筆者: 久保光太郎、今泉勇 掲載誌: JMC ジャーナル 2013 年 12 月号

◆「新興国カントリーリスク研究〈第4回〉 新興国ビジネス最前線 - ASEAN の大国インドネシアを考える」

執筆者: 橋本豪、吉本祐介 掲載誌: 月刊監査役 No.620(2013 年 12 月号)

セミナー情報

◆「日本企業のためのアジア事業展開の法務と実務 ~各国最新事情とともに~」(福岡開催)

開催日時: シンガポール、マレーシア: 2014年1月20日(月)、中国: 1月30日(木)、ベトナム: 2月20日(木)

いずれも 14:00~16:30 (13:30 受付開始)

講師: 小口光、張翠萍、野村高志、福沢美穂子、山中政人、小山晋資

詳細: http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_14792.html

当事務所のアジアネットワーク



東京事務所:

Tel: 03-5562-8500(代) E-mail: info@jurists.co.jp

シンガポール事務所: Tel: +65-6922-7670

E-mail: singapore@juristsoverseas.com

バンコク事務所: Tel: +66-2-168-8228

E-mail: info_bangkok@juristsoverseas.com

ハノイ事務所:

Tel: +84-4-3946-0870

E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com

ホーチミン事務所:

Tel: +84-8-3821-4432

 $E\text{-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com}$

ヤンゴン事務所:

Tel: +95-1-255070

E-mail: info_yangon@juristsoverseas.com

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。)